

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

育児休業期間中の掛金等の特例に関する改正等について（通知）

育児休業期間中の掛金及び負担金（以下「掛金等」という。）は、組合員の申出により、徴収が免除されていますが、このたび、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部改正により、免除要件が見直されました。

また、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部改正により、標準報酬の区分が見直されました。

ついては、改正の内容について、下記のとおり、貴所属所の組合員へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 掛金等の免除要件の見直し

(1) 免除期間

改正前（令和4年9月まで）

ア 育児休業の開始月と終了日の翌日の属する月が異なる場合

育児休業の開始月から育児休業の終了日の翌日の属する月の前月までの期間が免除となる。

期末勤勉手当が支給される月については、期末勤勉手当に係る掛金等についても免除となる。

イ 育児休業の開始月と終了日の翌日の属する月が同一の場合は免除にならない。

改正後（令和4年10月から）

ア 育児休業の開始月と終了日の翌日の属する月が異なる場合

育児休業の開始月から育児休業の終了日の翌日の属する月の前月までの期間が免除となる。ただし、期末勤勉手当が支給される月については、育児休業の期間が1月超の場合に限り、免除となる。

○ 育児休業期間の1月の取扱いについて

育児休業期間の1月の取扱いについては、暦によって計算します（土日等の休日を含む。）。

【例1】6月29日から7月28日まで取得した場合、期間は1月であり、「1月以下」となるため、要件を満たさない。

【例2】6月29日から7月29日まで取得した場合、期間は1月と1日であり、「1月超」となるため、要件を満たす。

【例1】 5月15日から7月15日まで育児休業を取得した場合

5月	6月	7月
<b>免除</b> (月額給与)	<b>免除</b> (月額給与・期末勤勉手当)	徴収 (月額給与)
5/15 開始		7/15 終了

この場合、育児休業の期間が1月超であるため、5月・6月の月額給与及び6月の期末勤勉手当に係る掛金等は免除となる。

イ 育児休業の開始月と終了日の翌日の属する月が同一の場合

育児休業の開始日から育児休業の終了日までの期間の日数が14日以上である場合当該月の掛金等が免除となる。

【例2】 6月5日から6月25日まで育児休業等を取得した場合

6月	7月
<b>免除</b> (月額給与のみ) ※期末勤勉手当は徴収	徴収 (月額給与)
6/5 開始	6/25 終了

この場合、育児休業の開始日から育児休業の終了日までの期間が21日であり14日以上となるため、6月給与に係る掛金等のみ免除となる（期末勤勉手当に係る掛金等については、育児休業の期間が1月以下であるため、免除にならない。）。

(2) 申出方法等

公立学校共済組合関係申請書等用紙「育児休業等掛金等免除申出書（整理番号55）」又は「育児休業等掛金等免除変更申出書（整理番号56）」を、共済組合へ提出すること。

なお、令和4年10月から様式を変更しました（同一月内の育児休業等の日数の追加）。様式は当支部のホームページから取得してください。

(3) 留意事項

ア 上記1(1)改正後のイの要件については、育児休業の開始月と終了日の翌日の属する月が同一の場合のみ適用されるため、異なる月の場合には適用されません。

イ 施行日（令和4年10月1日）以後に取得した育児休業について適用されるため、施行日前に取得した育児休業については、改正前の取扱いとなります。

## 2 標準報酬区分の見直し

令和4年10月から標準報酬に係る下限額の追加及び等級の繰下げが行われ、標準報酬等級表が別紙のとおり改正されます。

なお、標準報酬等級表については当支部のホームページに掲載してあります。

## 3 施行日

令和4年10月1日

### 問合せ及び提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

公立学校共済組合鹿児島支部 担当 東條

電話 099-286-5217 FAX 099-286-5663

ホームページアドレス <http://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>

※ 県立学校における、本文書の文書管理表上の分類記号：

「B-7-2（共済組合）」